

# 会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見

2020年9月30日

経営法友会

## はじめに

経営法友会は、「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正案」について、基本的には賛成するものである。しかしながら、同案の一部については、その規定の趣旨が明らかでない部分のほか、改正法の趣旨及び現行の実務と整合しておらず、今後の実務対応に大きな影響を及ぼすことも考えられるところである。特に、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会の審議等を踏まえた改正がなされるべきところ、今回の改正法により新たに規定される事項の中には、必ずしもそのような経緯が明らかでない部分も含まれていると考えている。

そこで、これらの点に関して以下のとおり、意見を述べることとする。

## ●「第2 改正案の概要」

### 「2 会社法施行規則関係」

#### 「(2) 株式交付子会社に関する規定の新設」について

##### ～会社法施行規則4条の2関係

たとえば、株式交付計画では、株式交付後に株式交付親会社が「株式交付時点での株式交付子会社の議決権総数」の50%超を有することとなるような株式数を会社法774条の3第1項2号の「下限」として定め、現に、株式交付により、株式交付親会社が当該「下限」以上の数の株式交付子会社の株式を譲り受けたが、株式交付計画作成時から効力発生日までの間に生じた株式交付子会社の議決権総数の変動（増加）により、効力発生日時点では、議決権比率が50%以下となってしまう（但し、会社法施行規則3条3項2号又は3号の子会社にはなっている。）という事態がありうる。

したがって、会社法施行規則4条の2については、株式交付の効力発生日時点で、①株式交付子会社が株式交付親会社の子会社（同規則3条3項2号又は3号の子会社を含む。）となっており、かつ、②株式交付親会社が、「株式交付計画作成時点での株式交付子会社の議決権総数」の50%超の株式を有していれば、会社法2条32号の2に定める「子会社」に該当する、という規律にすべきではないか。

また、株式交付親会社が株式交付計画において定めた「下限」以上の数の株式交付子会社の株式を譲り受けたが、株式交付子会社の議決権総数の変動（増加）により、結果的に、会

社法2条32号の2に定める「子会社」にならなかった場合の効果（当然に効力が生じないのか、株式交付の無効の訴えの対象になるのか）について明らかにされたい。

### 「(3) 全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合における事前開示事項に関する規定の改正」について

#### ～会社法施行規則33条の2第2項、33条の9第1号関係

会社法施行規則33条の2第2項4号イ(3)・(4)、33条の9第1号ロ(1)(iii)・(iv)で、「売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）」とあるが、「時期の見込み」とは別に、「見込みに関する取締役の判断」や「その理由」として、それぞれ、何を開示すればよいのか明らかにされたい（なお、同規則33条の2第2項4号イ(2)、33条の9第1号ロ(1)(ii)も同様）。

また、会社法施行規則33条の2第2項4号イ(4)、33条の9第1号ロ(1)(iv)で、「当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性」とあるが、①いわゆるキャッシュ・アウトを行うための会社法上の行為であっても、たとえば、現金を対価とする株式交換においては、このような「資金を確保する方法及び当該方法の相当性」の開示が求められておらず、その中で、全部取得条項付種類株式の取得や株式併合の場合に、当該開示を求めるのは整合しないこと、②全部取得条項付種類株式の取得を行う会社や株式併合を行う会社自身ではなく、「買い取る者となると見込まれる者」の資金確保の方法や当該方法の相当性の開示を求めるのは相当でないこと等から、「当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性」の部分は、削除すべきである。

### 「(4) 株主総会参考書類に関する規定の改正」

#### 「ア 役員等の選任に関する議案に関する規定の改正」について

#### ～会社法施行規則74条1項5号及び6号等関係

会社法施行規則74条1項5号及び6号等について、補償契約や役員等賠償責任保険契約については、事業報告における開示のみで十分であり、役員等の選任議案に係る株主総会参考書類における開示まで義務付けるべきではない。同項5号及び6号等を新設する改正に反対する。

また、会社法施行規則74条1項6号等で、「候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは」とあるが、実務上、D&O保険については、個々の役員を（個人名で）特定することなく、会社（及び子会社）のすべての役員（保険期間中に新たに選任された役員を含む。）を被保険者としている例が多い。その場合、たとえば、新任の役員候補者については、選任されれば当然に被保険者に含まれるものの、株主総会参考書類作成時点では、当該候補者を被保険者とするD&O保険を締結しておらず、また、(D&O保険の更新のタイミングが株主総会の時期

よりも一定程度先であるようなケースでは) 選任後直ちに D&O 保険を締結する(更新する)ことが予定されているわけでもないことから、「締結しているとき」「締結する予定があるとき」のいずれにも該当しないことになる。仮に、役員等賠償責任保険契約を株主総会参考書類における開示対象とする場合であっても、「当該候補者が選任された場合に、当該候補者が被保険者となる役員賠償責任保険契約を締結しているとき」に、その保険契約の内容の概要の開示を求めれば足りると考える。したがって、仮に、同号等を新設する改正をする場合であっても、同号等の規定の文言については、たとえば、「当該候補者が当該株式会社の取締役就任した場合に当該候補者が被保険者となる役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要」等と修正すべきである。

関連して、①役員等賠償責任保険契約を更新(締結)するかどうかは、将来の取締役会開催時点での判断事項であり、それを予定として株主総会参考書類に記載するのは、将来の取締役会の判断を縛ることになりかねず適当でないこと、②特に、D&O 保険については、前記のとおり、定時株主総会のタイミングで更新されるとは限らず、定時株主総会で役員が選任された後、数か月経過してから更新がなされるということもあるから、「締結する予定があるとき」を開示対象とした場合、数か月先の予定まで開示を求めることになってしまい、相応でないこと等から、仮に、会社法施行規則 74 条 1 項 6 号等を新設する改正をする場合であっても、「締結する予定があるとき」は削除すべきである。

なお、仮に、会社法施行規則 74 条 1 項 5 号及び 6 号等を新設する改正をする場合、同項 5 号等の「補償契約の内容の概要」及び同項 6 号等の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」は、事業報告(同規則 121 条 3 号の 2 口、121 条の 2 第 3 号)で記載が求められている「内容の概要」(但し、同規則 121 条 3 号の 2 口、121 条の 2 第 3 号の括弧内の部分を除く。)と同じと考えてよいか、また、同規則 73 条 3 項に基づき、「事業報告●頁記載のとおり…」という引用形式で株主総会参考書類の記載をすることが認められるのか、それぞれ明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則 74 条 3 項 3 号等及び 4 項 7 号ハ等関係

会社法施行規則 74 条 3 項 3 号等及び 4 項 7 号ハ等について、①過去「5 年」を超えて開示対象とする必要性は高くないと思われ、具体的な立法事実が明確でないこと、②その一方で、開示対象を過去「5 年」から「10 年」に拡大した場合、新たに開示対象となる者が取締役等になることに躊躇すること等により、候補人材の枯渇を招くことが想定されること、③「特定関係事業者」(同規則 2 条 3 項 19 号)はその範囲が広く、連結グループ内外の組織再編・株式売買や事業内容の変化等に伴い、時々によっても変動するものでもあり、これを過去 10 年間捕捉することは実務上困難であること、④従前の開示との関係で混乱等が生じかねないこと(従前は、過去に特定関係事業者の業務執行者等であった旨の開示が要請されていなかった者について、新たにその旨の開示がなされると、無用な混乱等が生じかねないこと)等から、「5 年」から「10 年」と改正することに反対する。

### ～会社法施行規則 74 条 4 項 3 号等関係

会社法施行規則 74 条 4 項 3 号等の「選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を株主総会参考書類の記載事項とする改正について、同項 2 号等の「当該候補者を社外取締役候補者とした理由」と重複すること、具体的な立法事実が明確でないこと、社外取締役への期待・役割をかえって限定し硬直化させてしまうおそれがあること、社外監査役についてはこのような事項の開示は求められておらず整合しないこと（「監査役」の職務や権限は会社法に規定されているとしても（会社法 381 条）、「社外監査役」の役割は法令上規定されていない。「社外監査役」と「社外取締役」は、いずれも役割が法定されていないという点で違いはない以上、「社外取締役」にだけ「期待される役割」の開示を義務付けるべきではない。）等から、当該改正に反対する。仮に、このような改正をする場合であっても、「選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」の記載を義務付ける対象は、公開会社に限定すべきである（事業報告における「当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」の開示が公開会社に対してのみ義務付けられること（同規則 124 条 4 号ホ、119 条 2 号）との整合性の観点からも、そのような規律にすべきである。）。さらに、「選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」の記載としては、具体的には、たとえば、「業務執行に対する実効的な監督をしていただくこと」とか「これまでの経験・識見を踏まえ経営に対して有用な助言・アドバイスをしていただくこと」といった程度の記載でよいと考えているが、そのような理解でよいか明らかにされたい。

### 「(5) 取締役等の報酬等に関する規定の新設」

「ア 取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定の新設」について

### ～会社法施行規則 98 条の 3 第 1 号関係

会社法施行規則 98 条の 3 第 1 号で、「法第 236 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるが、（改正後の）会社法 236 条 3 項の場合は、同条 1 項 2 号の事項を定める必要はなく、むしろ、この場合、同条 3 項各号の事項を定めるべきことを会社法施行規則 98 条の 3 で規定すべきである。

### ～その他

株式報酬に関し、既に改正法の施行前に、株主総会において、改正後の会社法 361 条 1 項 3 号又は 5 号イに相当する事項についての決議（授権決議）をしていた場合であって、改正法施行後も株式報酬制度の内容に変更がない場合には、改正法の施行後に、再度、株主総会において、同項 3 号又は 5 号イに基づく決議をする必要はないとの理解でよいか明らかにされたい。

「イ 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する方針に関する規定の新設」について

～会社法施行規則 98 条の 5 第 1 号関係

会社法施行規則 98 条の 5 第 1 号について、「固定報酬」がない場合（「全額業績連動型」の会社等）も想定されるため、同条 2 号や 3 号の規定と同様、「…がある場合には」と規定すべきである。

～会社法施行規則 98 条の 5 第 2 号関係

会社法施行規則 98 条の 5 第 2 号において、「当該株式会社又はその関係会社…の業績を示す指標…を基礎としてその額又は数が算定される報酬等」を「業績連動報酬等」と定義しているが、一般に、業績連動報酬については、連結計算書類上の値（指標）を用いるケースが多いことから、「当該株式会社又はその関係会社の業績を示す指標」とするのではなく、連結計算書類の定義（会社法 444 条 1 項）と同様、「当該株式会社若しくはその関係会社又は当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業績を示す指標」とすべきである。

また、会社法施行規則 98 条の 5 第 2 号で、「当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針」とあるが、会社法 361 条 7 項の方針として、「業績指標の内容」自体を決定することまでは求められず、あくまで「業績指標の内容の決定に関する方針」を決定すれば足りるという理解でよいか明らかにされたい（なお、同項の方針として、「業績指標の内容」自体の決定することまで求めるのは不相当である。）。

～会社法施行規則 98 条の 5 第 3 号関係

会社法施行規則 98 条の 5 第 3 号で、「当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針」とあるが、会社法 361 条 7 項の方針として、「当該非金銭報酬等の内容」自体を決定することまでは求められず、あくまで「当該非金銭報酬等の内容の決定に関する方針」を決定すれば足りるという理解でよいか明らかにされたい（なお、同項の方針として、「非金銭報酬等の内容」自体の決定することまで求めるのは不相当である。）。

また、会社法施行規則 98 条の 5 第 3 号については、たとえば、役員用住居の提供なども対象になると解されるが、住居の提供の場合、「非金銭報酬等の額」若しくは「非金銭報酬等の数」又は「その算定方法」のいずれに該当すると理解すればよいか明らかにされたい。

～会社法施行規則 98 条の 5 第 6 号関係

会社法施行規則 98 条の 5 第 6 号について、①「取締役その他の第三者に委任することとするときは」とあるが、取締役以外の「第三者」としては、たとえば、どのような者が想定されているのか、②関連して、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を任意の委員会（構成

員は取締役のみ)に委任することとする場合、法的には委員会の構成員である複数の取締役  
に決定を委任するにすぎないと整理して、同号イの事項として、当該複数の取締役の氏名又  
は地位・担当を定めることになるのか、それとも、任意の委員会自体に委任する(任意の委  
員会が同号柱書の「第三者」に該当する。)と整理して、同号イの事項として、当該委員会  
に関する事項を定めることになるのか(後者であるとした場合、同号イの「氏名」を「氏名  
若しくは名称」とするなど、同号の規定を、個人以外の者への委任も想定した内容に修正す  
べきである。)、③同号イで、「当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若  
しくは担当」とあるが、「又は」とあることから、たとえば、「個人別の報酬等の内容につい  
ての決定の全部を代表取締役社長に委任する」など、個人ではなく役職に対しての委任が可  
能であるという従来認められていた実務を否定するものではないという理解でよいか、④  
同号ハで、「イの者により口の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずること  
とするときはその内容」とあるが、「適切に行使されるようにするための措置」とは具体的  
にどのようなものか(そもそも、前提として、権限が適切に行使されない事態というのがあ  
りうるのか)、それぞれ明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則 98 条の 5 第 7 号関係

会社法施行規則 98 条の 5 第 7 号について、「取締役の個人別の報酬等の内容についての  
決定の方法」とあるが、「決定の方法」として、具体的にどのような事項を定めればよいか、  
たとえば、「取締役会の決議により決定する」という内容がここでいう「決定の方法」に該  
当するという理解でよいか明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則 98 条の 5 第 8 号関係

会社法施行規則 98 条の 5 第 8 号について、具体的にどのような場合に、どのような事項  
を「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項」として定めること  
を想定しているのか明らかにされたい。

### 「(6) 役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設」について

#### ～会社法施行規則 115 条の 2 第 1 号関係

会社法施行規則 115 条の 2 第 1 号について、たとえば、有価証券報告書等に虚偽記載があ  
った場合の会社と役員損害賠償責任(金融商品取引法 21 条の 2、24 条の 4、22 条等)の  
両方を対象とする保険や、環境汚染リスク等があった場合の会社と役員責任の両方を対  
象とする保険のように、会社と役員責任の両方を対象とする保険もあり、その中には、「会  
社」分と「役員」分のいずれを「主たる目的」としているかが必ずしも明確ではないものも  
ある。改正案の規定によれば、このような会社と役員責任の両方を対象とする保険契約  
(「会社」分と「役員」分のいずれを「主たる目的」とするかが明確ではないもの)が会社  
法施行規則 115 条の 2 第 1 号に該当しない(結論として、会社法 430 条の 3 第 1 項に規定

する「役員等賠償責任保険契約」に該当する。) ことになってしまい、相当でない。会社法施行規則 115 条の 2 第 1 号については、「役員」分を主たる目的として締結されるもの「以外」の保険契約が広く該当するように、その内容を修正すべきである。

#### ～会社法施行規則 115 条の 2 第 2 号関係

役員を被保険者とする自動車賠償責任保険については、役員が職務中に自ら自動車を運転して不注意により事故を起こしたような場合の賠償責任をも対象とする保険であったとしても、会社法施行規則 115 条の 2 第 2 号括弧書きの「役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと…によって当該役員等に生ずることのある損害」を填補するものには該当せず、同号に該当する（結論として、会社法 430 条の 3 第 1 項に規定する「役員等賠償責任保険契約」には該当しない。）という理解でよいか、明らかにされたい。

#### ～その他

会社法 430 条の 3 第 1 項で規定される役員等賠償責任保険契約の内容と、会社法施行規則 115 条の 2 第 1 号及び 2 号で規定される保険契約の内容が、同一契約に含まれる場合の取扱いはどのようになるのか明らかにされたい。

#### 「(7) 事業報告に関する規定の改正」

「① 上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ、当該株式会社に親会社がある場合において、当該親会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在するときは、事業報告においてその内容の概要を記載しなければならないこととする（会社法施行規則第 120 条第 1 項第 7 号）」について

#### ～会社法施行規則 120 条 7 号関係

会社法施行規則 120 条 7 号括弧書きの「当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等」を事業報告の記載事項とする改正について、「契約等」という文言では、その範囲が広くなり過ぎ相当でないこと、連結経営、企業実務に与える影響について十分な議論・検討がなされていないこと（法制審議会会社法制部会における審議時にも、このような開示に関する議論はなされていなかった。）から、当該改正に反対する。仮に、改正をする場合には、「契約等」を「契約」に修正すべきである（少なくとも、「契約等」とは、契約、合意書、覚書といった「合意」を意味し、たとえば、社内規程のようなものは含まないということ）を明らかにされたい。）。

「② 当該株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項や当該株式会社が取締役、会計参与、監査役又は会計監査人と締結している補償契約に関する事項を記載しなければならないこととすること（同令第119条第2号の2、第121条第3号の2から第3号の4まで、第121条の2、第125条第2号から第4号まで及び第126条第7号の2から第7号の4まで）」について

#### ～会社法施行規則 121 条 3 号の 2 関係

会社法施行規則 121 条 3 号の 2 口で、「職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置」とあるが、具体的にはどのような措置がこれに該当するのか、明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則 121 条 3 号の 4 関係

会社法施行規則 121 条 3 号の 4 について、責任限定契約に関しては実際に責任の限定がなされた場合でも事業報告における開示が求められていないこととの平仄の観点から、同号の事項を事業報告の記載事項とする改正に反対する。

また、仮に、このような改正をする場合であっても、あくまで「当該事業年度において」補償したときに限って開示対象とすべきである。

#### ～会社法施行規則 121 条の 2 第 2 号関係

会社法施行規則 121 条の 2 第 2 号の「被保険者の範囲」について、実務上、D&O 保険の被保険者に子会社の役員を含める例もあるが、その場合は「子会社分」も包含したまま開示するという理解でよいか、また、「範囲」について、個人名の開示までは不要という理解でよいか、それぞれ明らかにされたい。

他方、子会社役員が、親会社が付保している D&O 保険の被保険者となっている場合、子会社にとっては、当該保険（親会社が付保している保険）は、そもそも会社法 430 条の 3 の「役員等賠償責任保険契約」には該当せず、子会社（公開会社）の事業報告上、当該保険に関する開示は不要と理解してよいか、明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則 121 条の 2 第 3 号関係

会社法施行規則 121 条の 2 第 3 号で、「職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置」とあるが、具体的にはどのような措置がこれに該当するのか、明らかにされたい。

また、会社法施行規則 121 条の 2 第 3 号の「填補の対象とされる保険事故の概要」については、たとえば、「被保険者が、会社役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けたこと」といった程度の記載をすればよいという理解でよいか、同号の「当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該株式会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容」については、特段の措置を講じていない場合には、何も記載しないということではよいか、それぞれ明らかにされたい。



会社法施行規則 121 条の 2 第 3 号の「当該役員等賠償責任保険の内容の概要」について、複数の保険会社との間で同種の保険契約を多数締結している場合には、契約ごとに「内容の概要」を記載するのは煩雑であることから、当該多数の保険契約の内容の概要をひとまとめに記載するとともに、締結先の保険会社を列挙するという形で「内容の概要」を記載することが可能であるか、明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則 121 条の 2 全般関係

会社法施行規則 121 条の 2 は、事業報告作成時点で役員等賠償責任保険契約を締結しているときに、当該（事業報告作成時点での）役員等賠償責任保険契約に係る事項を開示すればよいという理解でよいか、その基準時を明らかにされたい。

「③ 取締役、会計参与、監査役又は執行役の報酬等に関する記載事項を拡充すること（同令第 121 条第 4 号イ及びロ並びに第 5 号の 2 から第 6 号の 3 まで）」について

#### ～会社法施行規則 121 条 5 号の 2 関係

会社法施行規則 121 条 5 号の 2 イの「当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由」、同号ハの「当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標の数値」を事業報告の記載事項とすることについて、これらの事項は営業秘密と密接に関わる可能性があることから、当該改正に反対する（なお、有価証券報告書における報酬等の開示については、「当該業績連動報酬に係る指標」「当該指標を選じた理由」「当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績」の開示が求められているが（企業内容等開示府令・第二号様式・記載上の注意(57)、第三号様式・記載上の注意(38)）、会社法施行規則 121 条 5 号の 2 が適用されるのは、有価証券報告書の提出義務がある会社に限られない。）。仮に、このような改正をする場合には、たとえば、開示されていないセグメントの利益など、非開示の業績指標を選定した場合の記載の程度について明らかにされたい。

また、会社法施行規則 121 条 5 号の 2 ロで、「当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法」が事業報告の記載事項とされているが、具体的な「算定方法」（算定式）まで開示を求めるのは過剰であると考えられる。有価証券報告書における報酬等の開示についても、業績連動報酬の「算定方法」の開示までは求められていない（なお、企業内容等開示府令・第二号様式・記載上の注意(57) a、第三号様式・記載上の注意(38)で、「当該業績連動報酬の額の決定方法」の開示が求められているが、ここでいう「決定方法」とは、決定のプロセス（取締役会決議により決定等）を意味し、「算定方法」（算定式）を意味するものではないと認識している。）。「算定方法」は開示事項から除外するか、せめて、「算定方法の概要」とすべきである。

さらに、仮に、会社法施行規則 121 条 5 号の 2 を新設する改正をする場合であっても、同号の開示を義務付ける対象は、会社法 361 条 7 項各号の会社と指名委員会等設置会社に限定すべきである。公開会社であるとはいえ、上場会社でない会社について、業績連動報酬

に関し、ここまで詳しい開示は必要ではないと考える。

#### ～会社法施行規則 121 条 5 号の 4 関係

会社法施行規則 121 条 5 号の 4 について、指名委員会等設置会社の場合、会社法 404 条 3 項に従い、同法 361 条 1 項に基づく定款の定め又は株主総会の決議が不要であるため、たとえば、「定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には」と明記するなどして、指名委員会等設置会社は会社法施行規則 121 条 5 号の 4 の開示が不要である旨を条文上明確にすべきである。

また、会社法施行規則 121 条 5 号の 4 ハの「当該定めに係る会社役員の員数」とは、株主総会決議時の員数ではなく、事業報告作成時点の員数という理解でよいか、明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則 121 条 6 号関係

会社法施行規則 121 条 6 号イの「当該方針の決定の方法」について、単に、「取締役会の決議により決定した」「報酬委員会の決議により決定した」とだけ開示すれば足りるのか、それとも、より詳細な内容の開示が求められるのか、明らかにされたい。前者とした場合、会社法 361 条 7 項の方針を取締役会が決定すべきこと及び同法 409 条 1 項の方針を報酬委員会が決定すべきことは、それぞれ同法に規定されているので（同法 361 条 7 項、409 条 1 項）、会社法施行規則 121 条 6 号の開示は不要と考える。他方、後者とした場合、具体的にどのような開示が求められるのか（たとえば、任意の委員会における検討を経て、取締役会の決議により決定した場合には、その旨を開示すればよいという理解でよいか）、明らかにされたい。

また、会社法施行規則 121 条 6 号ハについて、①取締役会若しくはその委任を受けた取締役その他の第三者又は報酬委員会は、会社法 361 条 7 項の方針又は同法 409 条 1 項の方針に従って取締役等の個人別の報酬等の内容を決定する義務を負うから、取締役等の個人別の報酬等の内容は当然に当該方針に沿ったものになっていると考えられ、その中で、「当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由」をさらに開示させる意義は乏しいと考えられること、②このような開示を求めたとしても、實際上、「方針の内容は、A というものである。個人別の報酬等の内容は、A に沿ったものである。したがって、取締役会は、個人別の報酬等の内容が方針の内容に沿ったものであると判断している。」というように、方針の内容（A）を改めて説明する形でしか、「取締役会が判断した理由」を説明しようがないケースも多いと思われ、開示を求める実際上の意味がないと思われること等から、「当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由」を事業報告の記載事項とする改正に反対する。

さらに、会社法施行規則 121 条 6 号について、開示の基準時を明らかにされたい。「方針を定めているときは」という同号柱書の規定の仕方からすると、事業報告作成時点で「方針」

が存在する場合に、当該事業報告作成時点での「方針」について開示すれば足りるように読めるが、他方で、同号ハでは、「当該事業年度に係る取締役…の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会…が判断した理由」の開示が求められており、「当該事業年度時点」での「方針」の開示が必要であるようにも思われる（「当該事業年度時点」での方針と「事業報告作成時点」での方針の内容が異なることがありうるから、開示の基準時がいずれかであるかが明確になっている必要がある。）。

#### ～会社法施行規則 121 条 6 号の 2 関係

会社法施行規則 121 条 6 号の 2 の「決定に関する方針（前号の方針を除く。）」について、具体的にどのようなものがここでいう「決定に関する方針（前号の方針を除く。）」に該当するか（たとえば、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役の報酬等の決定方針が該当するという理解でよいか）、明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則 121 条 6 号の 3 関係

会社法施行規則 121 条 6 号の 3 について、取締役会から委任を受けた任意の委員会（構成員は取締役のみ）が取締役の個人別の報酬等の内容を決定した場合、法的には委員会の構成員である複数の取締役が委任を受けたと整理して、同号イの事項として、当該複数の取締役の氏名又は地位・担当を開示することになるのか、それとも、任意の委員会自体が委任を受けた（任意の委員会と同号柱書の「第三者」に該当する）と整理して、同号イの事項として、当該委員会に関する事項を開示することになるのか、明らかにされたい。後者とした場合、同号イの「氏名」を「氏名若しくは名称」とするなど、同号の規定を、個人以外の者への委任も想定した内容に修正すべきである。

また、会社法施行規則 121 条 6 号の 3 ハ・ニの規定も必要性に疑問がある。少なくとも、会社法 361 条 7 項各号の会社については、会社法施行規則 121 条 6 号ロの規定により、事業報告において、「方針の内容の概要」（同規則 98 条の 5 第 6 号イ～ハの各事項を含む。）を開示することになるから、同規則 121 条 6 号の 3 ハ・ニの事項を重ねて開示させる必要はないと考える。他方、会社法 361 条 7 項各号の会社以外の会社については、開示の重複の問題は生じないが、会社法施行規則 121 条 6 号の 3 ハ・ニは、個人別の報酬等の内容の決定の委任に関し、かなり詳細な事項を開示させるものであり、上場会社等でない会社にごくまで詳細な事項の開示を求める必要はないと考えられるから、会社法 361 条 7 項各号の会社以外の会社についても、やはり、会社法施行規則 121 条 6 号の 3 ハ・ニの事項を事業報告の記載事項とすべきではない。

「⑥ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を記載しなければならないこととすること（会社法施行規則第124条第4号ホ）などの見直しをするとともに、所要の規定の整備を行うものである（同令第133条第3項第1号等）」について

#### ～会社法施行規則124条4号関係

会社法施行規則124条4号ホの「当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」を事業報告の記載事項とする改正について、具体的な立法事実が明確でないこと、社外取締役としては、その全活動（経営戦略や個別事項の検討、経営陣とのコミュニケーション、取締役会における発言・議決権行使等々）を通じて、「期待される役割」（たとえば、会社経営の監督等）を果たしていくのであって、「期待される役割」に関する「職務」を個別具体的に特定するのは、困難であり、また、適切でもないこと等から、当該改正に反対する（仮に、株主総会参考書類について、「選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を記載事項とする改正（同規則74条4項3号等）をする場合であっても、事業報告について、「期待される役割に関して行った職務の概要」を記載事項とする改正はすべきではない。）。

また、仮に、このような改正をする場合、「当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」として、具体的にどのような記載が求められるのか、明らかにされたい（なお、たとえば、Aという具体的役割を期待して社外取締役を選任した会社において、その事業年度中、Aという役割は重要でなくなり、他方、会社にとって重要な別のBという具体的役割が求められ、当該社外取締役がBという役割での貢献を大きく果たした、というような場合も考えられるが、そのような場合にどのような記載が求められるかを含めて、明らかにされたい。）。

#### ～会社法施行規則133条3項1号関係

会社法施行規則133条3項1号について、事業報告の記載事項のうち、補償契約に関する事項（同規則121条3号の2から3号の3まで等）と役員等賠償責任保険契約に関する事項（同規則121条の2）がWEB開示によるみなし提供制度の対象から除外されているが、これまで「責任限定契約の内容の概要」（同規則121条3項）がWEB開示によるみなし提供制度の対象とされていたこととの平仄からも、これらの事項は、WEB開示によるみなし提供制度の対象とすべきである。

### 「(9) 株式交付に関する規定の新設及び改正」

#### 「ア 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みに関する規定」について

#### ～会社法施行規則179条の2第3項関係

会社法施行規則179条の2第3項について、外国法人が日本に設立した法人（100%出資の株式会社）を通じ、外国法人株式を交付対価として株式交付をすることを許容しているよう

に読めるが、その理解でよいか、明らかにされたい。

#### 「(10) 株主総会資料の電子提供制度に関する規定の新設及び整備」について

##### ～会社法施行規則 95 条の 4 第 1 項 2 号関係

会社法施行規則 95 条の 4 第 1 項 2 号イについて、事業報告の記載事項のうち、①責任限定契約に関する事項（同規則 121 条 3 号）、②補償契約に関する事項（同条 3 号の 2 から 3 号の 3 まで等）及び③役員等賠償責任保険契約に関する事項（同規則 121 条の 2）が電子提供措置事項書記載面への記載を要する事項とされているが、①については、同規則 133 条 3 項により WEB 開示によるみなし提供制度の対象とされていることから、また、②及び③については、前記「(7) 事業報告に関する規定の改正」「⑥ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を記載しなければならないこととすること（会社法施行規則第 1 2 4 条第 4 号ホ）などの見直しをするとともに、所要の規定の整備を行うものである（同令第 1 3 3 条第 3 項第 1 号等）」で記載のとおり、WEB 開示によるみなし提供制度の対象とすべき事項であることから、いずれも、電子提供措置事項記載書面への記載を要しないものとするべきである。電子化の流れに逆行する施策である。

##### ～会社法施行規則 95 条の 4 第 1 項 4 号関係

会社法施行規則 95 条の 4 第 1 項 4 号について、連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表についてのみ、電子提供措置事項記載書面への記載を要しないものとされているが、連結計算書類は、その全部が、会社計算規則 134 条 4 項により WEB 開示によるみなし提供制度の対象とされていることから、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表のみならず、連結計算書類の全部について、電子提供措置事項記載書面への記載を要しないものとするべきである。

##### ～会社法施行規則 95 条の 4 第 1 項 1 号・2 号、2 項関係

会社法施行規則 95 条の 4 第 1 項 1 号口及び 2 号口において、電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役等が異議を述べている事項が電子提供措置事項書記載面への記載事項となる旨が規定され、また、同条 2 項において、監査役等が電子提供措置事項記載書面に記載された事項が監査対象の一部である旨を株主に通知すべきことを請求した場合に、その旨が株主への通知事項となる旨が規定されているが、株主総会資料の電子化を原則とする今回の改正趣旨に照らせば、これらの規定は削除すべきである。

#### 「(11) その他の改正」について

##### ～会社法施行規則 101 条 3 項 1 号、109 条 3 項 1 号、110 条の 3 第 3 項 1 号、111 条 3 項 1 号等関係

今回の会社法改正とは直接関係しないが、取締役会・監査役会・監査等委員会・指名委員

会等をオンライン（WEB会議、テレビ会議、電話会議等）で開催し、取締役等の全員が自宅等（本社以外の場所）から参加した場合、議事録における「開催された場所」の記載（会社法施行規則101条3項1号、109条3項1号、110条の3第3項1号、111条3項1号等）については、個人情報保護の観点からも、議長の自宅住所を記載するのではなく、本社（取締役会等の事務局が置かれる場所）を開催場所として記載してよいこと（又は、単に、オンラインで開催した旨のみを記載すれば足り、開催場所の記載は不要であること）を明らかにされたい。少なくとも、取締役会等の招集の際に、開催場所を本社と定めるとともに、オンラインによる出席も可能である旨を決定・通知したようなケースでは、結果的に、本社への現実出席が1人もいなかったとしても、議事録に、本社を開催場所として記載できると理解しているが、そのような理解でよいことを明らかにされたい。

#### ～会社法施行規則133条の2関係

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年法務省令第37号により設けられた会社法施行規則133条の2について、同省令の施行日（令和2年5月15日）から起算して6か月を経過した日にその効力を失うものとされているが（同省令附則2条）、今後も感染症拡大によるリスクは残ることから、同日以降も効力を有することとなるよう改正すべきである。

### ●「第2 改正案の概要」

#### 「3 会社計算規則関係」

「(2) 取締役等の報酬等として株式を交付する場合に関する規定の新設及び整備」について

#### ～会社計算規則42条の2第1項1号関係

会社計算規則42条の2第1項1号イ・ロについて、取締役等が職務の執行の対価として、当該株式会社に提供した役務の「公正な評価額」については、どのように算定するのか明らかにされたい。

#### ～会社計算規則42条の3第4項関係

会社計算規則42条の3第4項柱書の「当該行為後の次の各号に掲げる額は、当該行為の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額」について、「当該行為」とは、「募集株式を引き受ける者の募集」を指すものと思われるが、文言上不明確であるので（なお、同規則14条2項の「同項の行為」と比較しても、何を指すか不明確である）、この点が明確になるように修正すべきである。

## ～会社計算規則 54 条の 2 第 1 項関係

会社計算規則 54 条の 2 第 1 項について、割当日前に職務の執行の対価として当該募集株式を対価とする役務を提供した場合の株式引受権として計上する「公正な評価額」は、どのように算定するのか、明らかにされたい。

### 「(4) その他の改正」について

## ～会社計算規則 133 条の 2 関係

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 2 年法務省令第 37 号により設けられた会社計算規則 133 条の 2 について、同省令の施行日（令和 2 年 5 月 15 日）から起算して 6 か月を経過した日にその効力を失うものとされているが（同省令附則 2 条）、今後も感染症拡大によるリスクは残ることから、同日以降も効力を有することとなるよう改正すべきである。

## ● 「第 3 施行時期及び経過措置」

### 「2 経過措置」

#### 「(6) 株主総会参考書類の記載に関する経過措置」

「① 補償契約及び役員等賠償責任保険契約に係る参考書類の記載に関する規定は、施行日後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する（改正省令案附則第 2 条第 6 項）」について

#### ～改正省令案附則 2 条 6 項関係

会社法施行規則 74 条 1 項 5 号・6 号等に関する改正省令案附則 2 条 6 項の経過措置（「施行日後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する」）について、たとえば、株主総会参考書類の作成時点で、施行日前に締結した D&O 保険契約が存するとともに、D&O 保険契約を締結（更新）する予定があるときは、当該経過措置により、株主総会参考書類において、締結済みの D&O 保険契約の開示をする必要はなく、締結（更新）予定の D&O 保険契約の開示のみが必要になるという理解でよいか、明らかにされたい。

「② 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、会社法施行規則第 74 条第 3 項第 3 号並びに第 4 項第 7 号ロ及びハ、第 74 条の 2、第 74 条の 3 第 3 項第 3 号並びに第 4 項第 7 号ロ及びハ並びに第 76 条第 3 項第 3 号並びに第 4 項第 6 号ロ及びハ（これらの規定を会社法施行規則第 95 条第 3 号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による（改正省令案附則第 2 条第 7 項）」について

#### ～改正省令案附則 2 条 7 項関係

会社法施行規則 74 条 4 項 7 号ハ等について、前記「第 2 改正案の概要」の「2 会社法施行規則関係」の「(4) 株主総会参考書類に関する規定の改正」「ア 役員等の選任に関する議案に関する規定の改正」で記載のとおり、「5 年」を「10 年」に変更する改正をすべきではない（同条 3 項 3 号等も同様）と考えるが、仮に、このような改正をする場合、候補者が過去 10 年間に特定関係事業者の業務執行者等であったか否かを調査するためには、相当の時間が必要であるから、少なくとも、施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によるものとすべきである。

**「④ 上記①から③までに定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による（改正省令案附則第 2 条第 9 項）」について**

**～改正省令案附則 2 条 9 項関係**

改正省令案附則 2 条 9 項について、「前三項に定めるもののほか」とあるが、「前三項」（同条 6 項～8 項）ではなく、同条 9 項が適用されるケースとしては、具体的には、どのような場合があるか（「当該候補者が社外取締役…に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」（会社法施行規則 74 条 4 項 3 号等）を株主総会参考書類に記載すべきか否かについては、改正省令案附則 2 条 9 項の基準によって判断されることになる」と理解しているが、それ以外に、同項の規定が適用される場面はないという理解でよいか）、明らかにされたい。

また、改正省令案附則 2 条 9 項の「招集の手続が開始された」とは、株主総会又は種類株主総会の招集手続のやり直しが必要になってしまう時点、すなわち、株主総会参考書類の記載事項を含めて会社法 298 条 1 項各号に掲げる事項が取締役（取締役会設置会社においては取締役会の決議）によって決定された時点を指すという理解でよいか、明らかにされたい。

**「(7) 事業報告の記載に関する経過措置」について**

**～改正省令案附則 2 条 10 項関係**

改正省令案附則 2 条 10 項について、役員等賠償責任保険契約に係る事業報告の記載に関しては、あくまで役員等賠償責任保険契約の「契約締結日」が基準となることから、施行日前に締結された役員等賠償責任保険契約については、契約の効力が施行日後に生じるもの（保険期間の初日が施行日より後の日であるもの）であっても、事業報告への記載は不要との理解でよいか、明らかにされたい。

以 上